

2.2 基準適合特定廃棄物の保管の基準

2.2.1 保管場所の要件

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第24条第1項第2号

保管は、第十五条第一号イに掲げる要件を満たし、かつ、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

イ 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（対策地域内廃棄物に該当するもの及び法第十七条第一項の規定による指定に係るものに限る。）を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

- (1) 基準適合特定廃棄物の保管の場所である旨
- (2) 保管する基準適合特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に省令第二十三条第一項第五号イからハに掲げる基準適合特定廃棄物又は腐敗し、若しくはそのおそれのある基準適合特定廃棄物（以下「石綿含有特定廃棄物等」という。）が含まれている場合は、その旨を含む。）
- (3) 緊急時における連絡先
- (4) 屋外において基準適合特定廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、前号の規定によりその例によることとされる第十五条第二号ロに規定する高さのうち最高のもの

規則第15条第1号イ

保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い（保管する基準適合特定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

【対策の趣旨】

基準適合特定廃棄物の保管場所とその他の場所とを明確に区別し、関係者以外の立ち入りを防止するため、保管場所の周囲を囲うとともに、掲示板を設けて、基準適合特定廃棄物の保管場所であることを示す必要がある。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の保管場所の要件（2.1.1 保管場所の要件を参照。）の例による。

ただし、掲示板の標題を「基準適合特定廃棄物保管場所」とすること。

2.2.2 特定廃棄物の飛散・流出防止

規則第24条第2項第2号

保管の場所から基準適合特定廃棄物が飛散し、及び流出しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ 屋外において容器を用いずに基準適合特定廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた基準適合特定廃棄物の高さが、第十五条第二号ロに規定する高さを超えないようにすること。

ロ その他必要な措置

規則第15条第2号ロ

ロ 屋外において基準適合特定廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた基準適合特定廃棄物の高さが、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める高さを超えないようにすること。

(1) 保管の場所の囲いに保管する基準適合特定廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下「直接負荷部分」という。）がない場合 当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(2) 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合 次の(イ)及び(ロ)に掲げる部分に応じ、当該(イ)及び(ロ)に定める高さ

(イ) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分 当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(i) 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ

(ii) (i)に規定する高さ

(ロ) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分 当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(i)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(i)又は(ii)に規定する高さのうちいずれか低いもの）

(i) 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ

(ii) (i)に規定する高さ

【対策の趣旨】

- ・保管場所から基準適合特定廃棄物が飛散、流出することによる生活環境の保全上の支障が生じることのないようにするため、基準適合特定廃棄物の飛散、流出等を防止する措置を講ずる必要がある。
- ・雨水又は地下水の浸入によって、基準適合特定廃棄物が飛散、流出するおそれがある場合は、雨水又は地下水の浸入を防止する措置を講ずる必要がある。

＜対策の例＞

- ・基準適合特定廃棄物の種類によって、崩落防止、火災防止等の観点から、適切な積上げ高さで保管を行う。
- ・基準適合特定廃棄物の種類や性状によって、容器への収納が必要な場合は、容器へ収納する。
- ・廃棄物収納後の容器については、収納した廃棄物の種類等を表示する。（例えば、容器に荷札を付ける、容器の側に立札を立てる等を行う）
- ・雨水等の浸入によって、基準適合特定廃棄物が飛散、流出するおそれがある場合は、防水性を備えた容器への収納や、防水シートで覆う等の措置を行う。

（フレキシブルコンテナへの収納）

- ・汚泥等の水分を多く含む基準適合特定廃棄物を収納する場合は、積上げによる自重によって汚水が浸み出すことのないように、積上げ保管はできるだけ避ける必要がある。ただし、コンテナに保管している場合など、汚水が流出しない保管場所においては、この限りではない。
- ・フレキシブルコンテナの種類は、表2-6のとおりであり、収納する廃棄物の特性や、想定される保管期間等を考慮して選択する必要がある。比較的軽量な廃棄物の保管などの場合は、基本的に一般的なクロス形（図2-18）で対応可能と考えられるが、保管が一定の期間（複数年）にわたる場合や、水分を多く含む廃棄物や比較的重量のある廃棄物を収納する場合については、ランニング形（図2-19）等の耐久性の高いものを用いることが望ましい。
- ・フレキシブルコンテナを積み上げ保管する場合は、崩落防止や、破損防止の観点から、原則として、積み上げ高さ2～3メートル（2～3段積み）までとすることが望ましい。ただし、腐敗のおそれのある廃棄物の場合は、2メートル程度（フレキシブルコンテナ2段積み程度）までとするなど留意が必要である。（後述「2.2.8 腐敗性の基準適合特定廃棄物の保管方法」参照）

表 2-6 フレキシブルコンテナの種類

| フレキシブルコンテナの種類 | 特徴等 |
|---------------|--|
| クロス形* | <ul style="list-style-type: none"> ワンウェイを想定して利用されているため、一定の期間屋外で保管する場合などフレキシブルコンテナの耐久性に懸念がある場合は、耐候性(例えば UV 加工)を有するフレキシブルコンテナを利用するか、耐候性シート(紫外線劣化防止)で覆うなどの配慮が必要である。 ランニング形と比較して防水性に劣る。水分を含む特定廃棄物の保管にあたっては、内袋付き、内側コーティング等のタイプとする必要がある。 |
| ランニング形* | <ul style="list-style-type: none"> 充てん、排出を繰り返して使用することを想定。 耐候性、防水性にも優れるため、保管期間が一定の期間(複数年)にわたる場合でも対応可能。 |

*JIS Z 1651 による。

*上記の他、JIS 適合確認されていない土嚢に類するバッグも市販されている。使用にあたっては保管の条件に適していることを確認した上で選択する必要がある。



図 2-18 クロス形（例）



図 2-19 ランニング形（例）

(メーカーパンフレットより)

(ドラム缶への収納)

- 汚泥等の水分の多い基準適合特定廃棄物の保管によって、周辺への汚水の流出のおそれがある場合や発火のおそれがある場合には、ドラム缶を選択することが望ましい。
- 草木類、落葉落枝等の腐敗性の基準適合特定廃棄物について、特に腐敗のおそれが高い場合は、発酵に伴う蓄熱のおそれがあることから、フレキシブルコンテナによる収納を避け、ドラム缶（蓋付き）等の耐熱性の優れた容器に収納することが望ましい。
- ドラム缶は主として金属材料で作られているため、保管が一定の期間（複数年）にわたる場合には、腐食への配慮（ケミカルドラム缶の採用等）が必要である。

(プラスチック袋への収納)

- 少量の草木類や落葉落枝等の収納にあたっては、一定の強度を有するプラスチック袋（耐久性に配慮し家庭用ごみ袋等は避けること。）の使用も考えられる。
- 収納にあたっては、二重にこん包するなどプラスチック袋が破れないように注意を払うとともに、保管が一定の期間にわたる場合には、より耐久性の高い容器（ドラム缶等）に収納する必要がある。

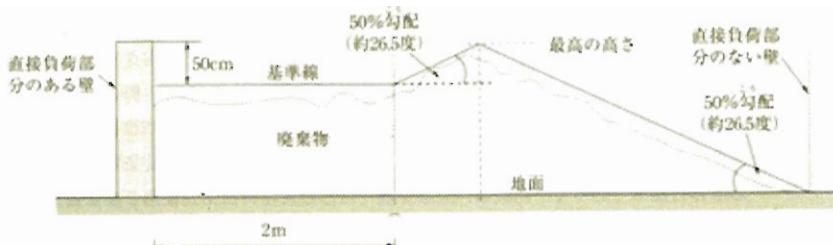
(着脱式コンテナへの収納)

後の可搬性を考慮し、フックロール車等への着脱が可能なコンテナへの収納する場合、天井部分の覆いがないため、飛散流出防止及び雨水浸入防止のための防水シートによる覆い等が必要である。

(屋外で容器を用いずに保管する場合)

- ・ 廃棄物を屋外で容器を用いずに保管する場合は、防水シート等による屋根の設置、防水シート等で廃棄物を覆う、周辺よりも高い場所に保管する等の措置により飛散、流出の防止を図るとともに、省令で定める高さ^{注)}を超えて、積上げを行わないこと（図 2-20）。
- ・ シートで覆うにあたっては、風雨等によるまくれやズレ等を防ぐため、地面又は廃棄物にしっかりと固定して覆うこと（図 2-21）。

注) 屋外で容器を用いずに保管する場合の基準適合特定廃棄物の積み上げ高さ



- ・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50%以下
 - ・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接、囲いに負荷がかかる場合）は、囲いの内側 2m は囲いの高さより 50cm の線以下とし、2m 以上の内側は勾配 50%以下とする。（勾配 50%とは、底辺：高さ = 2 : 1 の傾きで約 26.5 度）
- ((財)日本産業廃棄物処理振興センターホームページより)

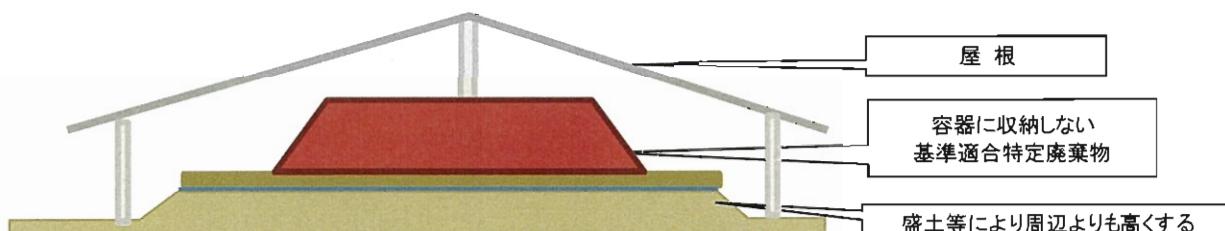


図 2-20 容器に収納しない基準適合特定廃棄物の飛散・流出防止（例 1）

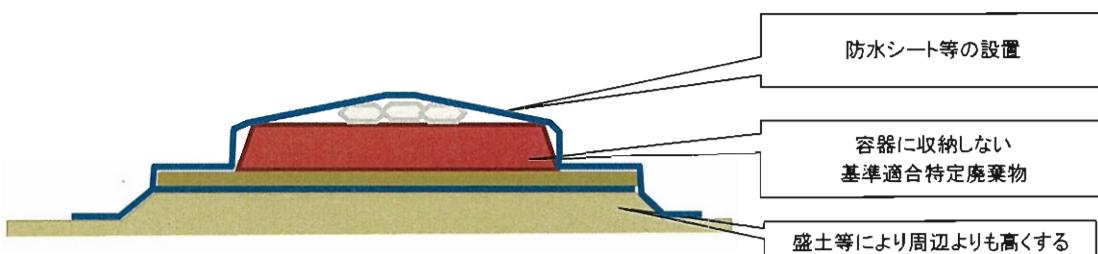


図 2-21 容器に収納しない基準適合特定廃棄物の飛散・流出防止（例 2）

(建屋内で容器を用いずに保管する場合)

廃棄物を建屋内で容器を用いずに保管する場合は、除染廃棄物以外の廃棄物と混ざったり、建屋内に廃棄物が散在したり建屋外へ流出することのないよう留意する必要がある。

(石綿含有基準適合特定廃棄物等)

- ・ 廃石綿等を収納する容器は、石綿等の飛散防止の観点から、「十分な強度を有するプラスチック袋（厚さ 0.15 ミリメートル以上のものが望ましい）で二重こん包する」か又は「堅牢な容器（ドラム缶等の密閉容器）に収納する」こととする。
- ・ 石綿含有基準適合特定廃棄物についても、二重袋に入れる、又は、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。

（「石綿含有廃棄物等処理マニュアル第 2 版」（平成 23 年 3 月環境省）より）

（参考）容器に収納した廃棄物を建屋内で保管する場合

- ・ フレキシブルコンテナやドラム缶に収納した廃棄物については、屋内保管を行うことにより飛散、流出等の防止を徹底することができる。
- ・ 腐敗性廃棄物の屋内保管を行うにあたっては、火災防止等の観点から、建屋内温度の上昇や有機物の腐敗によって発生するガスの充満等を避けるため、換気に配慮する必要がある。

2.2.3 公共の水域及び地下水の汚染の防止

規則第 24 条第 2 項第 1 号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第 15 条第 1 項第 3 号

基準適合特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、保管の場所の底面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

保管場所周辺の公共の水域や、地下水の汚染を防止するため、基準適合特定廃棄物の保管場所の外への流出、地下への浸透を防ぐ必要がある。

<対策の例>

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の措置（2.1.3 公共の水域及び地下水の汚染の防止を参照。）の例による。

2.2.4 悪臭の発散防止

規則第 24 条第 2 項第 1 号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第 15 条第 1 項第 5 号

保管の場所から悪臭が発散しないように、必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

保管場所周辺における生活環境の保全等の観点から、保管する廃棄物からの悪臭が周囲に発散しないようにする必要がある。

＜対策の例＞

特定廃棄物（基準適合廃棄物を除く。）の悪臭発散防止措置（2.1.5 悪臭の発散防止を参照。）の例による。

2.2.5 善虫発生防止

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第15条第1項第6号

保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

【対策の趣旨】

保管場所周辺における生活環境の保全等の観点から、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにする必要がある。

＜対策の例＞

特定廃棄物（基準適合廃棄物を除く。）の害虫発生防止措置（2.1.6 害虫発生防止を参照）の例による。

2.2.6 基準適合特定廃棄物とその他の物との混合防止

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第15条第1項第7号

保管の場所には、基準適合特定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

基準適合特定廃棄物の保管においては、その他の物との混合することのないよう必要な措置を講ずること。

＜対策の例＞

特定廃棄物(基準適合特定廃棄物を除く。)の措置 (2.1.7 特定廃棄物とその他の物との混合防止を参照。) の例による。

2.2.7 石綿を含有する基準適合特定廃棄物の混合防止

規則第 24 条第 2 項第 1 号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第 15 条第 1 項第 8 号

第一号ロ(2)(イ)、(ロ)及び(ニ)に規定する基準適合特定廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、これらの基準適合特定廃棄物が当該特定廃棄物以外の特定廃棄物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

○環境大臣が定める石綿が含まれている特定廃棄物

環境省告示第 10 号(平成 24 年 2 月 13 日)

第 4 条(石綿含有特定廃棄物)

規則第二十三条第一項第五号イの環境大臣が定める特定廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの(特定廃棄物であるものに限り、特定廃石綿等を除く。)とする。

第 5 条(特定廃石綿等)

規則第二十三条第一項第五号ロの環境大臣が定める特定廃棄物は、廃棄物処理規則第一条の二第七項第一号から第七号までに掲げるものに該当する特定廃棄物とする。

【対策の趣旨】

- ・ 廃棄物処理法においては、石綿を含む廃棄物(石綿含有廃棄物、廃石綿等)及びダイオキシン類等有害物質を含むばいじんについては、人の健康や生活環境に支障を及ぼすおそれのある廃棄物として、それぞれ処理基準が設定されている。特に、廃石綿等及びばいじんは、特別管理廃棄物として指定されており、通常の廃棄物より強化された処理基準が設けられている。
- ・ このように、特別の処理基準に基づく処理が必要となる物に対しては、その後の中間処理へ容易に移行できるよう、それが基準適合特定廃棄物に該当する場合には、それ以外の特定廃棄物と分別し、保管することが必要となる。

＜対策の例＞

特定廃棄物(基準適合特定廃棄物を除く。)における措置 (2.1.8 石綿を含有する特定廃棄物等の混合防止を参照。) の例による。

2.2.8 腐敗性の基準適合特定廃棄物の保管方法

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第15条第1項第9号

腐敗性の基準適合特定廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

- イ 腐敗性の基準適合特定廃棄物から発生するガスを排除するため、ガス抜き口を設ける等必要な措置を講ずること。
- ロ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

【対策の趣旨】

腐敗性有機物を含む廃棄物の保管場所においては、積み上げられた廃棄物層内の生物学的及び化学的作用に基づく発熱やメタンガス等の発生などに由来する火災が発生していることから、火災による放射性物質の周辺環境への拡散等を防止するための適正管理が必要である。

＜対策の例＞

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の保管方法（2.1.9 腐敗性特定廃棄物の保管方法を参照。）の例による。

2.2.9 地下水中の事故由来放射性物質濃度の測定・記録

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第24条第1項第3号

基準適合特定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。ただし、前号イただし書に規定する場合は、この限りでない。

- イ 保管開始前に事故由来放射性物質について環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。
- ロ 保管開始後、事故由来放射性物質についてイの環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

【対策の趣旨】

保管場所からの浸出液による周縁の地下水の水質への影響の有無を判断するため、地下水中の事故由来放射性物質の濃度を1カ月に1回以上測定し、記録する必要がある。

ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた

対策地域内廃棄物を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、調査は必要としない。

＜対策の例＞

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の測定・記録方法（2.1.11 地下水中の事故由来放射性物質濃度の測定・記録）の例による。

2.2.10 放射線量の測定・記録

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第24条第1項第4号

保管場所等境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日間に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、基準適合特定廃棄物の保管の開始前に、及び、開始後遅滞なく、放射線の量を測定し、かつ、記録すること。

【対策の趣旨】

関係者以外の者に係る放射線防護のための措置が適切に講じられているかを確認するため、特定廃棄物の保管場所等境界において、放射線量を定期的に測定し、その結果を記録管理することが必要である。

また大雨や台風があった際は、基準適合特定廃棄物や団いの位置が移動している可能性があるため、適宜測定を実施する。

なお、保管終了後（廃棄物撤去後）にも保管場所跡地の放射線量を測定し、保管開始前の放射線量と有意な差のないことを確認する。

＜対策の例＞

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の測定・記録方法（2.1.12 放射線量の測定記録を参照。）の例による。

2.2.11 保管に関する記録の保存

規則第24条第2項第1号

第十五条第三号及び第五号から第九号まで並びに前項第二号から第五号までの規定の例によること。

規則第24条第1項第5号

次に掲げる事項の記録を作成し、当該保管の場所の廃止までの間、保存すること。ただし、第二号イただし書に規定する場合は、前号ただし書の規定による測定の記録を作成し、基準適合特

定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存すること。

- イ 保管した基準適合特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に石綿含有特定廃棄物等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
- ロ 保管した基準適合特定廃棄物ごとの保管を開始した年月日及び終了した年月日並びに受入先の場所及び保管後の持出先の場所の名称及び所在地
- ハ 引渡しを受けた基準適合特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
- ニ 当該保管の場所の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第三号の規定による水質検査及び前号の規定による測定を含む。）

【対策の趣旨】

保管する基準適合特定廃棄物の所在を管理するため、基準適合特定廃棄物の保管及び引き渡しに関する情報の記録を作成し、当該保管場所の廃止まで保存する必要がある。

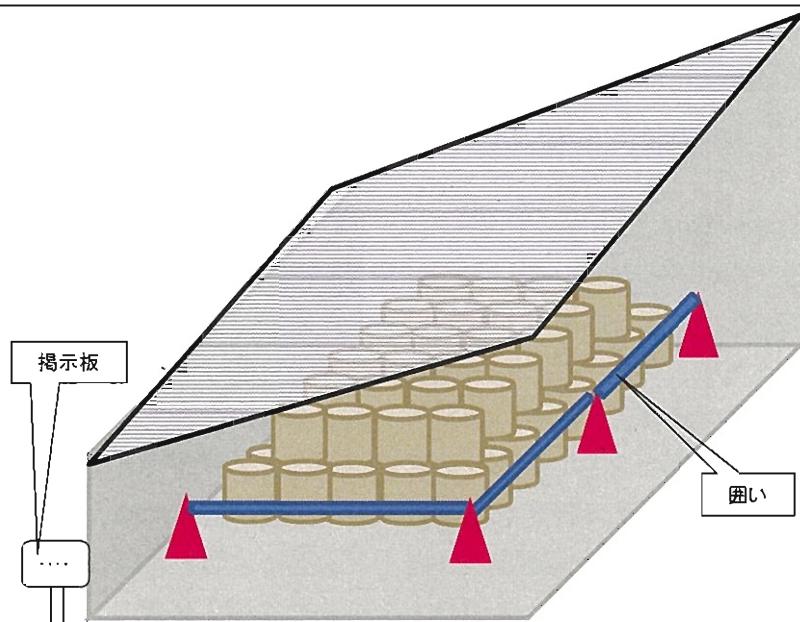
ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壤等の除染等の措置に伴い生じた対策地域内廃棄物を当該土壤等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、基準適合特定廃棄物の保管開始前後に測定した放射線の量の測定記録を、基準適合特定廃棄物の保管が終了するまでの間、保存する。

＜対策の例＞

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。）の保管に関する記録の保存方法（2.1.13 保管に関する記録の保存を参照。）の例による。

<基準適合特定廃棄物の保管例>

中間処理施設建屋内において、8,000Bq/kg 以下の処理前廃棄物（草木類等）を保管する場合



| | |
|-------------------|--|
| ①囲い及び掲示板 | <ul style="list-style-type: none"> カラーコーンにより周辺を囲い、保管場所を明確にする。 掲示板には「基準適合特定廃棄物」と明記する。 |
| ②飛散、流出防止 | <ul style="list-style-type: none"> フレキシブルコンテナに収納する。 |
| ③地下水等汚染防止 | <ul style="list-style-type: none"> 塗装を施したコンクリート床に設置する。 |
| ④雨水等浸入防止 | <ul style="list-style-type: none"> 屋根のある建屋内に保管する。 |
| ⑤悪臭の発散防止 | <ul style="list-style-type: none"> フレキシブルコンテナに収納することで対応する。 |
| ⑥衛生害虫の発生防止 | <ul style="list-style-type: none"> 水との接触を避ける。 |
| ⑦混合防止 | <ul style="list-style-type: none"> 保管対象物以外を持ち込まない。 |
| ⑧石綿含有等特定廃棄物等の混合防止 | <ul style="list-style-type: none"> 同上 |
| ⑨火災発生防止 | <ul style="list-style-type: none"> 2段積みまでとし、周囲四方も5m×20mまでとする。 |
| ⑩関係者以外の放射線防護 | (基準適合のため不要) |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 定期的に保管状況を確認し、異常等があった場合は速やかに対応する。 |

図 2-22 基準適合特定廃棄物の保管例

第3章 特定廃棄物の収集及び運搬の基準

法第20条

特定廃棄物を収集、運搬を行う者は、規則第23条の特定廃棄物収集運搬基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬を行わなければならない。

ここで基準が適用されるのは、「国及びその委託業者等が、車両等により、特定廃棄物を処理施設等（中間処理施設、中間貯蔵施設、最終処分施設及び保管施設など）に運搬する場合」である。

指定廃棄物の運搬を行う場合（規則第15条第13号の規定による届出を行ったうえで指定廃棄物の保管の場所を変更する場合等）に従うべき運搬基準も、法第20条に基づく運搬基準に含まれるものであるが、指定廃棄物に特有の基準（指定書の携行等）があるため、指定廃棄物の運搬を行うにあたっては、環境省が別途公表している「指定廃棄物関係ガイドライン」を参照されたい。

なお、環境大臣は、法第20条の特定廃棄物の収集・運搬の基準に適合しない場合において、特定廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該収集、運搬を行った者に対し、期限を定めて、当該特定廃棄物の収集・運搬の方法の変更、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ぜることができるとされている（法第51条第2項）。

3.1 特定廃棄物に関する収集・運搬基準

特定廃棄物を収集・運搬する場合には、下記に示す基準を遵守しなければならない。

3.1.1 健康被害及び生活環境に係る被害の防止

規則第23条第1項第1号

イ 特定廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

具体的には、関係法令を遵守した上で下記に示す対応等を行うことが望ましい。

- ・ 搬出に当たっては、自動車等のタイヤ・車体、作業員の長靴等に付着した特定廃棄物を保管施設外へ持ち出さないよう、搬出前に洗車等を行うこと。
- ・ 住宅街、商店街、通学路及び狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するよう努めること。
- ・ 混雑した時間帯や通学通園時間、深夜の運搬をできるだけ避けること。
- ・ 特定廃棄物の運搬終了後に特定廃棄物以外の廃棄物を運搬する際に、汚染が確認された場合には、運搬車や運搬容器の洗浄等を行い、汚染の防止に努めること。
- ・ 洗浄等を行った際に発生する排水を適切に処理すること。

3.1.2 容器等に収納した運搬の必要な措置

規則第23条第1項第1号

- 特定廃棄物（特定廃棄物から生ずる汚水を含む。）が運搬車から飛散し、流出し、及び漏れ出さないように、特定廃棄物を容器に収納する等必要な措置を講ずること。

これは、放射能濃度が高い特定廃棄物に対し、より厳重な飛散、流出及び漏出の措置を規定したものである。

具体的には、特定廃棄物の種類を考慮し、表 3-1 に示す措置が考えられる。

表 3-1 容器等に収納した運搬の必要な措置の例

| 対応方法 | 措置の例 |
|-------------|---|
| 運搬車の構造による対応 | <ul style="list-style-type: none">・ 有蓋車・ 汚泥吸排車・ バン型車・ ウイング車 など |
| 運搬容器での対応 | <ul style="list-style-type: none">・ ドラム缶・ フレキシブルコンテナ(ランニング形)・ フレキシブルコンテナ(クロス形で内袋があるものや内側コーティング等がされているもの)・ オーバーパック など |

(1) 運搬車の構造による対応

運搬車の構造により特定廃棄物及び特定廃棄物から生ずる汚水の飛散、流出及び漏出を防止するものである。これらについては、特定廃棄物の性状に応じて適切に選択することが望ましい。

以下に、運搬車の例を示す。

(a) 有蓋車

有蓋車のうち、水密仕様ダンプ車の例を図 3-1 に示す。水密性を向上させ汚泥の運搬に適するようにした車両である。ボディ形状は船底型が多く、汚泥が漏れないようボディとテールゲートの間にはパッキンが取り付けられている。なお、単位体積重量の大きな特定廃棄物を運搬する際には過積載に注意する必要がある。

有蓋車を用いる場合にも、受入側の処理施設でのハンドリングなどを考慮した荷姿（例えば運搬容器を用いるなど）で積載することが望ましい。



図 3-1 水密仕様ダンプ車の一例

(b) 汚泥吸排車

汚泥吸排車の例を図 3-2 に示す。タンクの内圧を下げて廃液や汚泥の吸引を行う真空方式を採用しているが、粘性の高い廃液にも対応できるよう、吸引ホースの径を大きくして吸引時の抵抗の軽減を図っており、吸引性能は、揚程 6~7m 程度である。排出は、積載物の性状に合わせて、後扉開閉によるダンプ排出とタンク加圧による排出のいずれかを選択できる。また、運搬効率を上げるために、タンク内で分離した水を排出し固形分の割合を高くして運搬することが可能であるが、固形分の割合が高いと、積載量を超えることも考えられるので留意する必要がある。



図 3-2 汚泥吸排車の一例

(c) バン型車

バン型車の例を図 3-3 に示す。密閉構造であるため臭気の漏れや第三者の荷物室への浸入、事故時の廃棄物の散乱等が防止できる。特に保冷車は腐敗の防止と臭気の発散防止対策上でも有効である。



図 3-3 バン型車の一例

(d) ウィング車

ウィング車の例を図 3-4 に示す。バン型車輛の荷物室の側面から天井部分までを一体的に跳ね上げて、側面から積み下ろしを容易にする方式のものである。雨天時でも積載がし易く、また荷台横部が開放する為、フォークリフトによるパレット荷役など容易に積み卸し作業等が行える。



図 3-4 ウィング車の一例

(2) 運搬容器での対応

運搬容器のみで特定廃棄物又は特定廃棄物から生ずる汚水の飛散、流出及び漏出を防止するものである。運搬に適した車両に、特定廃棄物の種類に応じた運搬容器を適切に選択し、運搬することが望ましい。以下に、運搬容器及び運搬車の例を示す。

(a) 運搬容器

1) ドラム缶

ドラム缶の例を図 3-5 に示す。液状廃棄物や粉粒状廃棄物等の保管・運搬容器として広く使用されている。ドラム缶は金属製のほか、プラスチック製のものや両者の複合した複合缶などがある。一般に使用されているドラム缶の 80%は化学分野で用いられており、その大半を 200L 缶が占めている。なお、含水率の高い特定廃棄物の場合、内面に特定廃棄物が付着するおそれがあることに留意が必要である。

なお、オープン型の場合には、特定廃棄物の外部への飛散防止、異物の混入防止のため、口金のあるものを用いることが望ましい。



図 3-5 ドラム缶の一例（オープン型）

2) フレキシブルコンテナ

フレキシブルコンテナの種類は前述エラー！ 参照元が見つかりません。を、フレキシブルコンテナの例については前述エラー！ 参照元が見つかりません。及びエラー！ 参照元が見つかりません。を参照されたい。布や樹脂製フィルム等できている袋状の容器で、主に粉粒状廃棄物の運搬に使用されている。空体は折りたたみができるので、返送時に容積が小さくなり回送が容易である。また、布等できているため軽量、安価である。ただし、鋭利な特定廃棄物がある場合、突き刺し、カギ裂き等を生ずるおそれがあることから、大きめの石や尖ったものな

どが含まれる場合は、フレキシブルコンテナを二重にするなどで対応することが望ましい。

フレキシブルコンテナの種類は、収納する特定廃棄物の種類や性状に応じて選択する必要がある。焼却灰やばいじんなどの水分の少ない廃棄物や、比較的軽量な廃棄物の保管などの場合は、より安価で一般的なクロス形で対応可能と考えられるが、フレキシブルコンテナ単体で飛散、流出、漏れ出しに対応する必要があるため、ポリエチレン製などの内袋のあるものや内側コーティング等が施されているもので対応しなければならない。

なお、比重の大きな廃棄物を入れる場合には許容重量を超えるおそれもあるので注意が必要である。

3) オーバーパック

オーバーパックの例を図 3-6 に示す。落下等の衝撃に対しての相当程度の強度があり、放射能濃度が相当程度高い特定廃棄物の場合などにおいて、事故等の衝撃による飛散のリスクを低減させ、より安全に輸送できるような構造のものである。



図 3-6 オーバーパックの例

(b) 運搬車

特定廃棄物の運搬では、運搬容器に収納した特定廃棄物を運搬車に積載することになることから、運搬容器が転倒・落下しないように措置を講ずる必要がある。

1) 土砂ダンプ

土砂ダンプは直積みの固形廃棄物の収集・運搬に多く使用されている。上述したように、特定廃棄物の運搬では、運搬容器に収納した上で使用することになる。土砂ダンプの例を図 3-7 に示す。



図 3-7 土砂ダンプの例

2) 脱着装置付コンテナ専用車

脱着装置付コンテナ専用車は自動車又はコンテナに装備した機械により脱着装置用コンテナを自動車に積卸しできる構造のものであり、かつ、自動車に積載された脱着装置用コンテナを確実に固縛する緊締装置を有する専用自動車である。この車両は、コンテナが着脱できるため、通常 1 台のキャリアと複数のコンテナの組み合わせにより、廃棄物の貯留、収集・運搬、排出までをシステム化して運用できる特徴がある。脱着装置付コンテナ専用車の例を図 3-8 に示す。



図 3-8 脱着装置付コンテナ専用車の例

3) 平ボディ車

平ボディ車は、物流車両として最も多く使用されている。特に各種の容器に入った廃棄物の収集・運搬等に広く用いられている。また、廃棄物の積卸しにリフタやトラック・クレーンを装備した車両も使用されている。平ボディ車の例を図 3-9 に示す。



図 3-9 平ボディ車（リフタ付）の例

3.1.3 雨水浸入の防止

規則第23条第1項第1号

- ハ 特定廃棄物に雨水が浸入しないように、特定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

フレキシブルコンテナ（内袋がないもの）や土のうを運搬容器として利用する場合、上面に覆い等が無い場合は、雨天時に雨水の浸入が想定されるため、このような運搬容器を利用する場合には、その表面を遮水シート等で覆うなどの措置を講じ雨水が浸入しないようにする必要がある。

使用できる遮水シートとしては相当の雨水に対しても雨水が運搬容器に接触しないもので、ポリエスチル製やポリプロピレン製のトラックシートなどが考えられる。

フレキシブルコンテナと遮水シートを組み合わせた運搬の例を図3-10に示す。

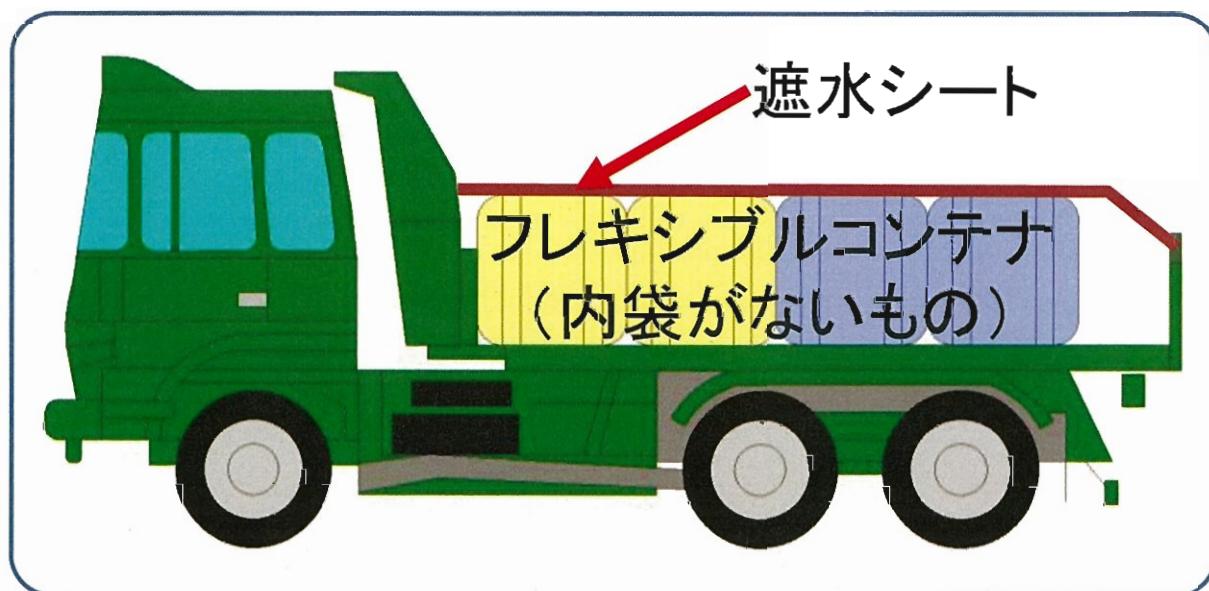


図 3-10 フレキシブルコンテナと遮水シートを組み合わせた運搬の例

3.1.4 悪臭・騒音又は振動による生活環境保全上の支障の防止

規則第23条第1項第1号

- ニ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

具体的には、下記に示す対応をとることが望ましい。

- ・ 特定廃棄物を積卸しする際には、低騒音・低振動の機械を用いること。
- ・ 悪臭を発生する特定廃棄物を運搬車及び運搬容器に積卸しを行う際は、建屋等により外部と遮断できる構造の施設内で行うこと。
- ・ 運搬時は、アイドリングストップの励行、急な加速・減速、空ぶかしを行わないこと。

3.1.5 他の物と区分

規則第23条第1項第1号

ホ 特定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分すること。

これは、他の物と混合により、他の物への二次汚染や特定廃棄物の量の増加の防止のためであり、当該特定廃棄物と通常の廃棄物を混載によるこれら二次汚染等の防止の観点から専用積載が望ましい。

車両による運搬は、一般的に専用積載する事例が多いと思料される一方で、船舶や貨車による運搬においては、他の物との混載のほか、複数の種類の特定廃棄物を大量運搬することが想定される。このような場合には、個々に運搬容器に入れるなど他の物と区分して運搬することはもちろんのこと、特定廃棄物の種類ごとに区分し運搬することが望ましい。

運搬容器に入れて区分する例を図 3-11 に示す。

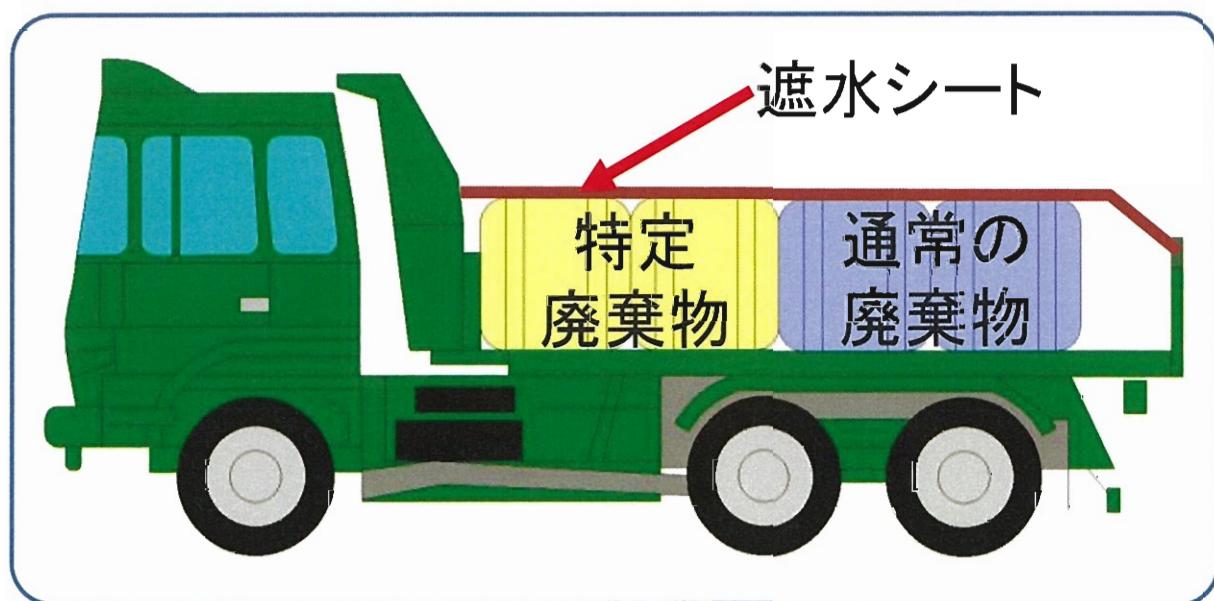


図 3-11 容器により区分して運搬する例（フレキシブルコンテナ）

3.1.6 施設設置時の生活環境の保全

規則第23条第1項第2号

特定廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ここで、特定廃棄物の収集又は運搬のための施設としては、運搬車の車庫や駐車場、運搬容器の保管施設が考えられる。

3.1.7 運搬車及び運搬容器からの飛散・流出・悪臭の防止

規則第23条第1項第3号

運搬車及び運搬に用いる容器は、特定廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

(1) 特定廃棄物からの飛散の防止

収集・運搬時には、特定廃棄物が飛散しないような構造の運搬車又は運搬容器を用いる必要がある。

具体的には、焼却灰やばいじんなどの細粒分の多い特定廃棄物を運搬する場合には、フレキシブルコンテナ（内袋の付き）に入れて運搬か、シート掛けを行うなど、特定廃棄物外気と直接接することがないようにする必要がある。

また、運搬容器の破損その他の原因による特定廃棄物の飛散を防止するため、積卸しを行う際には下記の点に留意することが望ましい。

- ・ 焼却灰やばいじんなどを運搬容器へ収納する際には、特定有害物質が飛散しないよう、建屋内での作業や適度な散水等を行うこと。
- ・ 特定有害物質をフレキシブルコンテナなどの運搬容器に収納する際には、運搬容器が破損しないよう慎重に行うこと。
- ・ フレキシブルコンテナなどの運搬容器が破損しないよう落下に注意し、積み卸しを行うこと。
- ・ 特定廃棄物の収納に伴い、運搬容器に裂け目、亀裂やひびが入っていないか目視で点検を行うこと。

(2) 特定廃棄物の流出の防止

収集・運搬時には、特定廃棄物等が流出しないような構造の運搬車又は運搬容器を用いる必要がある。

具体的には、液体の特定廃棄物の場合には、運搬車の荷台等から特定廃棄物から生ずる汚水が流出しない水密構造の荷台の車両又はタンクローリーで運搬するか、又は、密閉性のある容器に収納して運搬することが望ましい。

また、固体の廃棄物であっても運搬中の振動に伴い、特定廃棄物が保有する水分が漏れ出るおそれもあることから、含水率の高い特定廃棄物の場合には、密閉性のある運搬車や運搬容器を用いることが望ましい。

さらに、特定廃棄物によっては、耐腐食性、耐水性、耐火性、耐熱性、耐貫通性等の機能を有する運搬車や運搬容器にすることも必要である。

また、液体の特定廃棄物を運搬車及び運搬容器へ積卸しを行う際には、その床面が浸透しにくい構造であることや、排水管理が可能な場所で行うことが望ましい。

(3) 特定廃棄物及び特定廃棄物からの悪臭の防止

収集・運搬時には、運搬車及び運搬容器から悪臭を発生しないようにしなければならない。

具体的には、悪臭の発生するおそれのある特定廃棄物の場合には、密閉性の容器に収納することが望ましい。

3.1.8 運搬車を用いた場合の収集・運搬

(1) 表示

規則第23条第1項第4号

運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次のように行うこと。

イ 運搬車の車体の外側に次に掲げる事項を表示すること（規則第23条第1項第4号イ）。

(1) 特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨（規則第23条第1項第4号イ(1)）

(2) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称（規則第23条第1項第4号イ(2)）

ロ 上記(1)及び(2)の事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、(1)に掲げる事項については日本工業規格Z8305に規定する140ポイント以上の大きさの文字、(2)に掲げる事項については日本工業規格Z8305に規定する90ポイント以上の大きさの文字を用いて表示すること（規則第23条第1項第4号ロ）。

表示の例を図3-12に示す。

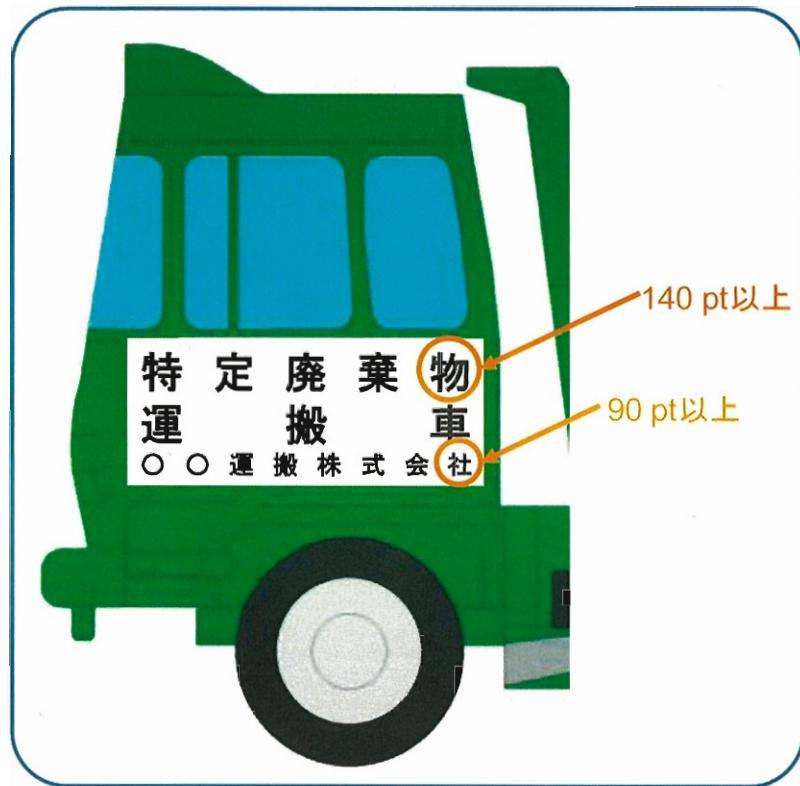


図 3-12 表示の例

(2) 書面の備え付け

規則第 23 条第 1 項第 4 号

ハ 運搬車に、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める書面を備え付けておくこと（規則第 23 条第 1 項第 4 号ハ）。

(1) 国、都道府県又は市町村及びこれらの者の委託を受けて特定廃棄物の収集又は運搬を行う者

- ・ その旨（国、都道府県又は市町村及びこれらの者の委託を受けて特定廃棄物の収集又は運搬を行う旨）を証する書面（受託証明書の写し等）
- ・ 必要事項書面

(2) 一次受託者の委託を受けて当該特定廃棄物の収集又は運搬を行う者

- ・ その旨（一次受託者の委託を受けて当該特定廃棄物の収集又は運搬を行う旨）を証する書面（受託証明書の写し等）
- ・ 当該者が国と当該一次受託者との間の委託契約に係る契約書に当該一次受託者が当該特定廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されている者であることを証する書面（国との委託契約書の写し等）
- ・ 必要事項書面

(a) 必要事項書面

規則第 23 条第 1 項第 4 号ハ

- (1) 必要事項書面は次に掲げる事項を記載した書面である。
- (イ) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (ロ) 収集又は運搬する特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に石綿含有特定廃棄物、特定廃石綿等、特定ばいじんが含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
 - (ハ) 収集又は運搬を開始した年月日
 - (ニ) 収集又は運搬する特定廃棄物を積載した場所及び運搬先の場所の名称、所在地及び連絡先
 - (ホ) 特定廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
 - (ヘ) 事故時における応急の措置に関する事項

上記のうち、(イ)～(ニ)について、具体的な様式が指示されていない場合にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式を用いて対応しても良い。また、放射能濃度が測定されている場合には、放射能濃度を備考欄に記載することが望ましい。

また(ホ)については、WDS ガイドラインにおける廃棄物データシートを参考に、特定廃棄物の種類ごとに取り扱う際の注意事項を記載した書類を備え付けなければならない。

(b) 事故時における応急の措置に関する事項の備え付け（規則第 23 条第 1 項第 4 号ハ(1) (ヘ)）

3.1.8(2)(a)(ヘ)で示されている「事故時における応急の措置に関する事項」については、事故時に関係者に対して速やかに連絡し、その被害及び影響を最小限とするための対策が講じられるよう、予め緊急連絡体制を整備しておく必要がある。

これは、事故等の緊急時における連絡先、被害を防止するために必要な措置を記載した緊急時対応マニュアルを定めるとともに、運搬作業員等に当該マニュアルを携行させる必要がある。

緊急連絡体制の例を図 3-13 に、応急の措置対応マニュアルの例を表 3-2 に示す。

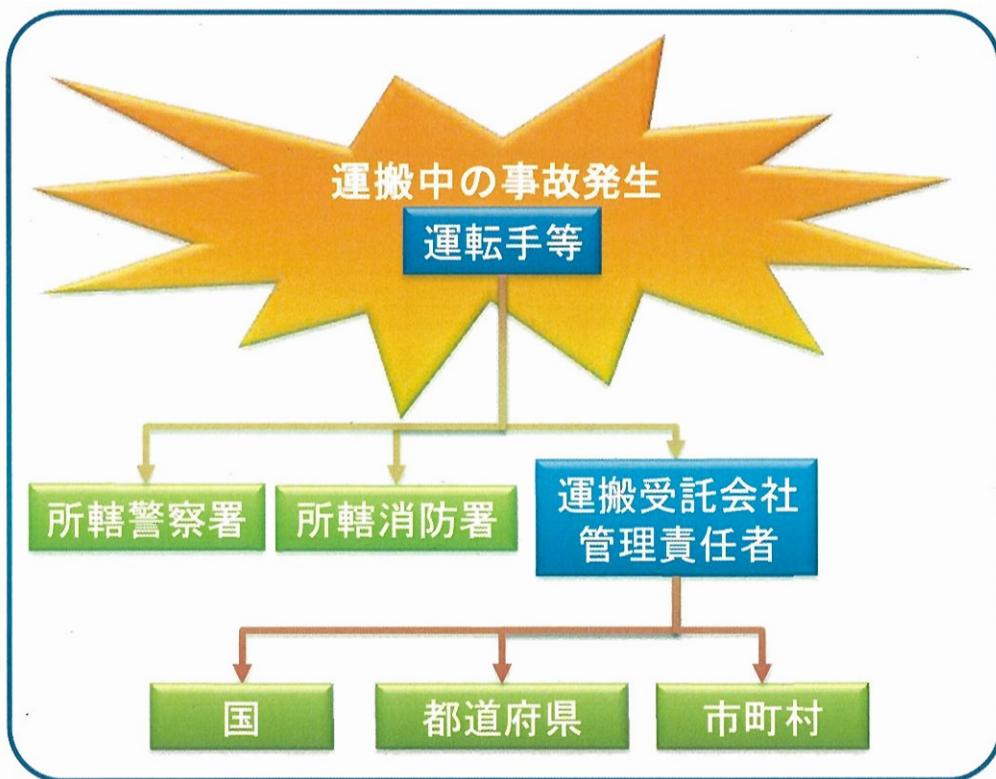


図 3-13 緊急連絡体制の例

表 3-2 応急の措置対応マニュアルの例（自動車による陸上輸送の場合）

| | | |
|-----------------|------|---|
| 緊急措置 | | <ul style="list-style-type: none"> エンジンを停止する。 緊急通報・連絡を行い、その指示に従う。 漏洩時は危険でなければ安全を確認し、吸着材等で流出を防止する。 漏洩した特定廃棄物の線量を測定する。 通行人等が近づく恐れがある場合には、特定廃棄物に近づかないよう、ロープを張る等措置をする。 |
| 緊急通報 | | <p>警察署 (110)</p> <ul style="list-style-type: none"> いつ <u>〇〇時〇〇分頃</u> どこで <u>〇〇市〇〇地区〇〇道、線〇〇付近で、</u> 何が <u>特定廃棄物の〇〇が…</u> どうした <u>飛散した。／流出した。</u> けが人は <u>けが人がいます／けが人はいません。</u> 私の名前は <u>□□運搬株式会社 △△ △△です。</u> |
| 緊急連絡 | | <p>連絡先 : <u>□□運搬株式会社</u> 担当者 : <u>□□ □□</u> 住 所 : <u>東京都千代田区〇〇町〇-〇-〇 ××ビル 3F</u> 電 話 : <u>03-0000-0000</u></p> |
| 作業員防護 | | <ul style="list-style-type: none"> 防塵マスク 防護服、保護手袋 保護メガネ |
| 漏洩 | 固体 | <ul style="list-style-type: none"> こぼれた特定廃棄物は飛散しないようにして回収する。 スコップ等を用いて、容器等に回収する。 |
| | 泥状 | <ul style="list-style-type: none"> 危険でなければ漏れを止める。 せき止めて吸引等により回収し、残留物は吸収材で取り除き、漏洩場所から移動させる。 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 |
| 暴露・接触時の 応急処置 | 眼 | <p>直ちに多量の流水で 15 分間以上洗顔し、その際眼瞼を指でよく開いて、眼球・眼瞼の隅々まで水がよく行き渡るようにして洗う（コンタクトレンズをはずす）。速やかに眼科医の治療を受ける。医師の指示無しに点眼薬、塗り薬等を用いてはならない。</p> |
| | 皮膚 | <p>直ちに多量の水で石鹼を用いて充分に洗う。</p> |
| | 吸引 | <p>吸引した場所から新鮮な空気が得られる場所に移動し、速やかに医師の治療を受ける。</p> |
| | 事後処置 | <p>緊急処置が終了した後は、管理責任者より環境省地方環境事務所に状況報告を行う。</p> |

(c) 受託証明書の写し等（規則第23条第1項第4号ハ(1)及び(2)）

国、都道府県又は市町村及びこれらの者の委託を受けて特定廃棄物の収集又は運搬を行う者は、その旨を証する書面、一次受託者（国から特定廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者）の委託を受けて当該特定廃棄物の運搬を行う者はその旨を証する書面（受託証明書又はその写し等）を備え付けなければならない。

(d) 国との委託契約書の写し等（規則第23条第1項第4号ハ(2)）

国と一次受託者との間の委託契約に係る契約書に当該一次受託者が当該特定廃棄物の収集又は運搬を委託しようとする者として記載されている者であることを証する書面（委託契約書又はその写し等）を備え付けなければならない。

3.1.9 放射線遮蔽

規則第 23 条第 1 項第 4 号

ニ 特定廃棄物を積載した運搬車の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から 1 m 離れた位置における 1 cm 線量当量率の最大値が $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えないように、放射線を遮蔽する等必要な措置を講ずること（規則第 23 条第 1 項第 4 号ニ）。

収集・運搬に際しては、できるだけ交通量の多い道路や渋滞が生じやすい経路を避けることが望ましい。

(1) 線量当量率の測定

「第六部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第 2 章の方法で空間線量率を測定する。

(2) 遮へい

放射線の強さは放射性物質の濃度や量によって異なる。表 3-3 に示すように、仮に放射性セシウム濃度が 10 万 Bq/kg の特定廃棄物を比較的大きな運搬車（Case 3）に積載した場合であっても、運搬車から 1m 離れた位置での最大の空間線量率は $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を大幅に下回る。一般的な最大積載量の範囲内において、放射性セシウム濃度が 10 万 Bq/kg 以下の特定廃棄物を輸送する場合、基準を超えないことが明らかであることから、この場合、運搬車について線量当量率の測定を行わなくても良い。

なお、(1)で示した空間線量率の測定の結果、車両表面から 1m 離れた位置における空間線量率の最大値が $100 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えないように、積載する特定廃棄物の種類又は数量の調整、遮蔽体の設置、積載位置の変更、遮蔽効果のある内張付きの容器を用いること等により、有効な遮蔽等を行う必要がある。具体的には、下記のような遮蔽の方法が考えられる。

- ・ 積み込みに際して、放射能濃度の高い特定廃棄物を荷台の中心付近に、外周に放射能濃度の低い特定廃棄物を配置する
- ・ 土のう、鉛、鉄、コンクリート等により周囲を遮蔽する
- ・ 荷台の中心のみに特定廃棄物を配置し、車体表面からの距離を確保する
- ・ 遮蔽効果のある内張付きの容器等により遮蔽をする

表 3-3 車両表面から 1m 離れた位置における空間線量率の試算例

【前提条件】

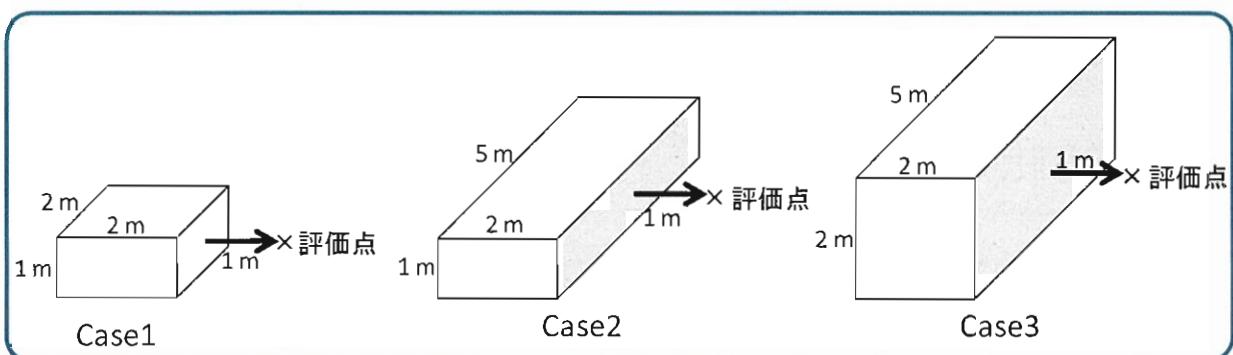
- フレキシブルコンテナに焼却灰（比重：1.6 g/cm³、Cs-134 と Cs-137 の放射能比は 1 対 1）を積載
- フレキシブルコンテナのサイズは 1m × 1m × 1m
- フレキシブルコンテナによる遮へい効果は考慮しない
- 評価点は積載側面の中心から 1m 離れた位置

【パラメータ】

Case 1 : フレキシブルコンテナ 4 個積載

Case 2 : フレキシブルコンテナ 10 個積載

Case 3 : フレキシブルコンテナ 20 個積載



【試算結果】

| | | 平均放射能濃度(Bq/kg) | | | | 規則第 23 条第 1 項第 4 号で定められた車両表面から 1m 離れた位置における空間線量率 |
|--------------------------------------|--------|----------------|------|------|-------|--|
| | | 0.8 万 | 10 万 | 30 万 | 50 万 | |
| 空間線量率 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$) | Case 1 | 0.9 | 11.5 | 34.5 | 57.5 | 100 |
| | Case 2 | 1.3 | 16.3 | 48.9 | 81.5 | |
| | Case 3 | 2.2 | 27.4 | 82.2 | 137.0 | |

3.1.10 事故時の対応のために必要な器具・装置等の携行

規則第23条第1項第4号ホ

規則第23条第1項第1号ハ(1)(ヘ)に規定する措置を講ずるための器具等を携行すること。

(1) 携行する器具等

具体的には、下記に示す器具等を携行することが望ましい。

- ・ 回収器具（スコップ等）
- ・ 保護具（マスク、防護服、防護手袋、保護メガネ）
- ・ ロープ、標識
- ・ 消火器
- ・ 照明器具
- ・ 携帯電話

(a) スコップ等

飛散、流出及び漏れ出した特定廃棄物を回収するために携行することが望ましい。運搬する特定廃棄物の性状に応じて、スコップやウェス等を携行することが望ましい。

(b) 保護具

回収作業における運転手の健康被害を防止する目的で保護具を携行することが望ましい。

マスクについては防塵マスクを基本とし、運搬する特定有害物質の性状に応じ、有機溶剤等の有毒ガスが発生するおそれのある場合には、防塵機能付きの防毒マスクを携行することが望ましい。

防護服は、浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）を基本とし、運搬する特定有害物質の性状に応じて液体防護用密閉服（タイプ3）などを携行することが望ましい。

保護手袋や保護メガネは、回収作業により特定廃棄物が運転手の手に付着したり眼に入らないようにするために、運搬する特定有害物質の性状に応じて携行することが望ましい。なお、防塵マスクと保護メガネが一体となった一体型防塵マスクもある。

保護具の例を図 3-14 に示す。



図 3-14 保護具の例

(c) ロープ・標識

飛散、流出及び漏れ出した特定廃棄物に周辺の人の立入を禁止し、二次災害を防止する目的でロープ及び標識を携行することが望ましい。

(d) 消火器

特定廃棄物及び運搬車の火災が発生した場合に鎮火をする目的で、消火器を携行することが望ましい。

(e) 照明器具

飛散、流出及び漏れ出した特定廃棄物を回収する際、周辺が暗い場合も想定されることから、懐中電灯などの照明器具を携行することが望ましい。

(f) 携帯電話

事故が発生した場合、速やかに関係者に連絡をする目的で携帯電話を携行することが望ましい。

(2) 事故時の対応

特定廃棄物の収集・運搬中に、特定廃棄物等が飛散等、地下浸透、悪臭が発散した場合には、直ちに運搬車を安全な場所に止め、又は、作業を中止し、直ちに応急措置を講じ、付近の者に警告を行うとともに、関係者に対して速やかに連絡する必要がある。

なお、具体的な事故時の対応内容は下記のとおりである。

- ・ 人命救助
- ・ 火災時の消火、延焼の防止等
- ・ 廃棄物の状態の確認（容器の損傷、漏洩の有無等）
- ・ 周囲の縄張り、標識の設置等により関係者以外の立入を禁止し、汚染の拡大を防止する
- ・ 漏洩した特定廃棄物を回収する。
- ・ 環境モニタリング
- ・ その他の措置

(3) 事故等の未然防止

運搬を行う際には、廃棄物の積込み・積卸し等の作業、運搬中の事故等により、生活環境への影響又は作業員等の健康被害が生じないように、これらの事故等を未然に防止するための教育や事故等が発生した場合の対応についての教育も重要である。

- ① 収集・運搬に関する基準
- ② 他法令の遵守（過積載の禁止など）
- ③ 緊急連絡体制図及び緊急時対応マニュアルの携行
- ④ 計画に従った運搬経路の遵守
- ⑤ セシウムによる人への影響
- ⑥ 適切な保護具等の使用
- ⑦ 運搬時の揺れや振動が、飛散、こぼれ、漏洩につながること

3.1.11 石綿含有特定廃棄物、特定廃石綿等及び特定ばいじんの区分した収集・運搬

規則第23条第1項第5号

次に掲げる特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、これらの特定廃棄物が当該特定廃棄物以外の特定廃棄物と混合するおそれのないように区分して収集し、又は運搬すること。

- イ 石綿含有特定廃棄物
- ロ 特定廃石綿等
- ハ 特定ばいじん

運搬容器によって区分する例を図 3-15 に示す。

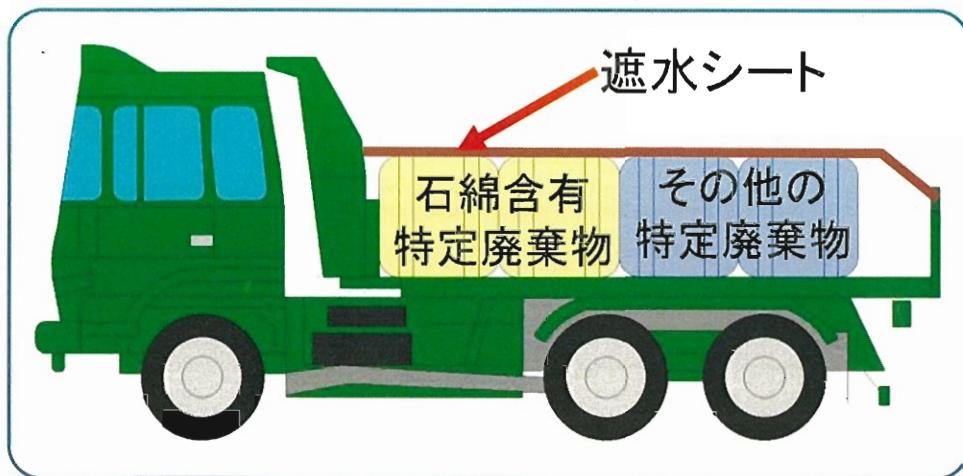


図 3-15 容器により区分して運搬する例（フレキシブルコンテナ）

3.1.12 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の留意点

規則第23条第1項第6号

石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の収集又は運搬を行う場合には、これらの特定廃棄物が破碎することのないような方法により収集し、又は運搬すること。

これは、石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等の収集・運搬の際の接触や荷重により、石綿繊維が飛散するおそれがあるためである。具体的には下記に示す措置を講ずることが望ましい。

(a) 石綿含有特定廃棄物

- ・ 石綿含有特定廃棄物が変形又は破断しないよう、原形のまま積込み、又は荷卸しを行う。
- ・ 飛散防止措置としてシート掛け、袋詰め等の措置を行う。
- ・ 石綿含有特定廃棄物の収集・運搬を行う場合には、パッカー車及びプレスパッカー車への投入を行わない。

(b) 廃石綿等特定廃棄物

- ・ 廃石綿等の収集又は運搬を行う者は、積込み、運搬及び積卸しの各過程で廃石綿等を飛散させないように慎重に取り扱う。
- ・ プラスチック袋等の積込み及び積卸しは、原則として人力で行う。機械を利用する場合には、パレット等を利用し、機械が直接プラスチック袋等に触れないようにする。
- ・ 万一、プラスチック袋等の破損が生じた場合には、速やかに散水等により湿潤化させ飛散防止措置を行い、新たに二重のプラスチック袋等の耐水性の材料で梱包する。

3.1.13 記録の作成・保存

規則第23条第1項第7号

次に掲げる事項の記録を作成し、収集又は運搬を終了した日から起算して5年間保存すること。

- イ 収集又は運搬した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第5号イからハまでに規定する特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量（規則第23条第1項第7号イ）
- ロ 当該特定廃棄物ごとの収集又は運搬を開始した年月日及び終了した年月日、運搬の担当者の氏名、当該特定廃棄物ごとの積載した場所及び運搬先の場所の名称及び所在地並びに運搬車を用いて特定廃棄物の収集運搬の収集又は運搬を行う場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号（規則第23条第1項第7号ロ）

これらの記録については、具体的な様式が指示されていない場合にあっては、3.1.8(2)(a)でも示したとおり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の様式を用い、運搬を開始した日及び終了した日を記載したもので対応しても良い。

第4章 中間処理の基準

4.1 特定廃棄物の中間処理基準

【制度の概要】法第20条

- 特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物）を収集、運搬、保管又は処分する者（国及びその委託業者等）は、特定廃棄物の処理基準に従わなければならないこととされている。

適用される中間処理基準は表 4-1 に示すように大きく9項目あり、事故由来放射性物質濃度によるこれら処理基準の適用の有無と本ガイドラインにおいて記載している項目を示す。

表 4-1 中間処理基準の概要

| | 中間処理基準の内容 | 8,000Bq/kg 超え | 8,000Bq/kg 以下 | 記載項目 |
|---|-------------------------------|---------------|----------------------|-------|
| 1 | 特定廃棄物の飛散流出防止措置 | 適用 | 適用 | 4.1.2 |
| 2 | 中間処理に伴う悪臭・騒音・振動防止 | 適用 | 適用 | 4.1.2 |
| 3 | 中間処理のための施設に係る生活環境保全上の支障の防止 | 適用 | 適用 | 4.1.2 |
| 4 | 焼却設備の構造(排ガス処理設備を備えていること等) | 適用 | 適用 | 4.1.3 |
| 5 | 焼却の方法(焼却灰等の飛散防止等) | 適用 | 適用 | 4.1.3 |
| 6 | 破碎に伴う粉じん飛散防止(屋内に施設を設置すること等) | 適用 | 適用せず (3により 担保) | 4.1.4 |
| 7 | 中間処理に伴う排ガス・排水の事故由来放射性物質の濃度の管理 | 適用 | 適用 | 4.1.5 |
| 8 | 中間処理施設の放射線量の測定・記録 | 適用 | 適用 | 4.1.6 |
| 9 | 中間処理に関する情報の記録・保存(廃棄物の種類・数量等) | 適用 | 適用 | 4.1.7 |

4.1.1 基準が適用される場合

規則第 25 条

特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

【対策の趣旨】

処分の目的は、焼却処理のように廃棄物の減容化を図ることや、前処理として、そのままの性状では、焼却施設や埋立処分施設に搬入できないものを、処理が可能となるようにすることである。

4.1.2 特定廃棄物の処分

規則第 25 条第 1 項

- 一 特定廃棄物の処分は、次のように行うこと。
 - イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - ロ 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 二 特定廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

第 1 号及び第 2 号は、4.1.3 以降の焼却・破碎等の個々の処分（中間処理）に共通する一般規定である。

廃棄物の処分（中間処理）においては、周辺の生活環境の保全や人の健康の保護のために廃棄物の飛散及び流出を防止することが重要である。

特に、事故由来放射性物質で汚染されている特定廃棄物においては、廃棄物の飛散、流出を防ぐことは、事故由来放射性物質による汚染の拡大を防止する観点からも重要である。

ロの規定は、具体的には、周辺に悪臭、騒音や振動による影響を最小限とすることであり、そのためには、低騒音型の機器の採用や、防振措置を講ずることが重要である。

また、処分に伴い、粉じんが生ずるおそれがある場合は、以下の措置を講じ、粉じんを飛散させないようにする必要がある。

（例）

- ・ 処分を行うための施設を建物内に設置する。
- ・ 屋外の施設には覆いを設置する。

4.1.3 特定廃棄物の焼却

規則第25条第1項

三 特定廃棄物を焼却する場合には、次のように行うこと。

イ 次の構造を有する焼却設備を用いて焼却すること。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で特定廃棄物を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (3) 燃焼室内において特定廃棄物が燃焼しているとき、燃焼室に特定廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ特定廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する特定廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、この限りでない。
- (6) ろ過式集じん器等燃焼ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備が設けられていること。

ロ 次の方法により焼却すること。

- (1) 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないようにすること。
- (2) 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。
- (3) 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないようにすること。
- (4) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の濃度が別表第一の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に掲げる濃度以下となるようにすること。

ハ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量又は同項に規定するばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上、環境大臣が定める方法により測定し、かつ、記録すること。

別表第1

| | 新設 | 既設 |
|---------------------------|---|---------------------|
| 一時間当たりの処理能力が四トン以上のもの | 〇・一 ng/m ³ - ng/m ³ | |
| 一時間当たりの処理能力が二トン以上四トン未満のもの | - ng/m ³ | 五 ng/m ³ |
| 一時間当たりの処理能力が二トン未満のもの | 五 ng/m ³ | 十 ng/m ³ |

【対策の趣旨】

第3号イ及びロの規定は、焼却に伴い発生するダイオキシン類対策としても必要なものである。

具体的には、廃棄物処理法施行規則第4条（一般廃棄物処理施設の技術上の基準）、第12条及び第12条の2（産業廃棄物処理施設の技術上の基準）に規定する構造と同等以上の構造を有することが望ましい。

排ガス中の放射性セシウムは、ガスの冷却にともないばいじんに凝集・吸着することから、高度の機能を有する排ガス処理設備として除じん効率の高い処理設備が求められる。具体的な処理設備としては、事故由来放射性物質の付着したばいじんを十分に除去できることが確認されているバグフィルター（図4-1）、電気集じん器（図4-2）およびこれらとともに適用することで除じん効率向上の機能を有する設備（消石灰吹込装置、活性炭吹込装置、活性炭系吸着塔、湿式洗煙装置等）が設置されたものが想定される。

また、ダストモニターを設置し、排ガス処理設備の機能を監視することも考えられる。

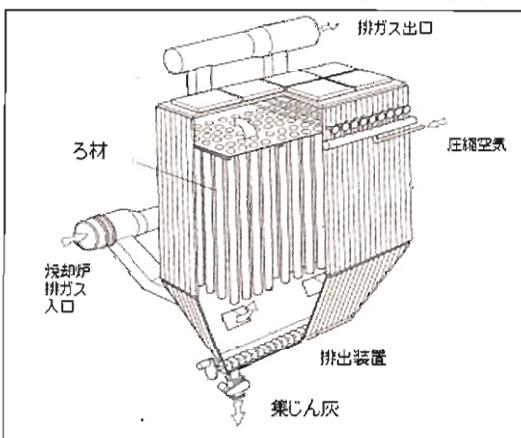


図4-1 バグフィルターの例

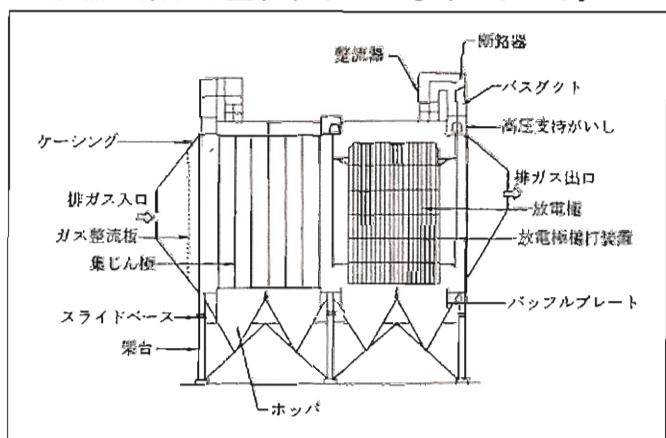


図4-2 電気集じん器の例

出典：ごみ処理施設整備の計画・設計要領（全国都市清掃会議）より

一般廃棄物処理施設において発生するばいじんは特別管理一般廃棄物であり、適正処理による生活環境保全上の観点から平成4年厚生省告示第194号第1号の規定による環境大臣が定める方法によって処理されることとなっている、また、産業廃棄物処理施設において発生するばいじんの処理を行う場合も、同号の規定による環境大臣が定める方法によって処理されることから、特定廃棄物においても同様の処理を行うことが望ましい。

特にばいじんには、高濃度の事故由来放射性物質が付着していることが想定されるため、ばいじんの保管は、放射線防護の観点から、遮蔽の効果や距離を保つことにより灰ピット、貯留ホッパなど建物内の密閉性の高い設備若しくは容器等で行うことが望ましい。

焼却により発生した燃え殻（主灰）及びばいじん（飛灰）、溶融により発生した溶融スラグ及び溶融飛灰は、放射性セシウムが濃縮されている可能性が高いものがあることから、これらの保管やその後の処理を円滑に進めるために、それぞれ濃度を測定し、記録を作成・保存する等管理することが望ましい。燃え殻、ばいじん、排水汚泥、溶融スラグ、溶融飛灰中の放射性物質濃度の測定は、「第六部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第7章の方法で行う。

また、これらの処理後物について、中間貯蔵施設や最終処分場に運搬されるまでの間は、施設

あるいは敷地内の安全な場所に保管する必要がある。放射性物質の濃度が高い場合、作業員の安全確保のため、日常的な管理として電離放射線障害防止規則の関係規定等を遵守する必要がある」(詳細は電離放射線障害防止規則参照)。

4.1.4 特定廃棄物の破碎

規則第25条第1項

四 特定廃棄物を破碎する場合には、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するため、建物の中に設けられた設備を用いて破碎する等必要な措置を講ずること。

【対策の趣旨】

粉じんの飛散防止対策の必要な措置としては以下の設備が考えられる。

- ・ 破碎設備を建物内に設置すること(図4-3)。
- ・ 密閉構造の破碎設備とすること(図4-4)。
- ・ 開放部分で、粉じんが発生する場所には散水設備等の飛散防止のための設備を設けることが望ましい。ただし、散水を行う際、放射性物質を含んだ排水が大量に発生しないよう最小限に留める必要がある。



図4-3 破碎機の屋内設置の例



図4-4 密閉構造の例

建物内に破碎設備を設置する場合は、フィルター等により粉じん等が建物内部に飛散しないよう配慮することが望ましい。

破碎設備からの残さ物は、事故由来放射性物質により汚染されている可能性が考えられ、これらの残さ物についても事故由来放射性物質による汚染の状況を確認することが望ましい。

破碎施設を屋外に設置する場合は、敷地を塀等で囲う等により周囲へ粉じんを飛散させないとともに関係者以外の者を近づけないようにする必要がある。

4.1.5 特定廃棄物の処理に伴う排ガス又は排水の測定・濃度監視

規則第25条第1項

五 処分に伴い生じた排ガスを排出する場合にあっては、次によること。

イ 当該排ガスの排出口において当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の大気中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第二欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ 当該排ガス中の事故由来放射性物質の濃度を環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

六 処分に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、次によること。

イ 当該放流水の排水口において当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場の周辺の公共の水域の水中の別表第二の第一欄に掲げるそれぞれの事故由来放射性物質の三月間の平均濃度のその事故由来放射性物質についての第三欄に掲げる濃度に対する割合の和が一を超えないようにすること。

ロ 当該放流水中の事故由来放射性物質の濃度を環境大臣が定める方法により一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

別表第2

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 |
|--------------|-----------------|-----------------------------|
| 事故由来放射性物質の種類 | 事業場の周辺の大気中の濃度限度 | 事業場及び最終処分場の周辺の公共の水域の水中の濃度限度 |
| セシウム百三十四 | 二十ベクレル毎立方メートル | 六十ベクレル毎リットル |
| セシウム百三十七 | 三十ベクレル毎立方メートル | 九十ベクレル毎リットル |

【対策の趣旨】

排ガス及び排水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、処分に伴い周辺の生活環境や人の健康への影響のないことを確認する。

第5号イ及び第6号イの規定は、以下の式で表すことができる。

第5号イ 大気中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs} \text{ の濃度 } (\text{Bq}/\text{m}^3)}{20 \text{ (Bq}/\text{m}^3)} + \frac{{}^{137}\text{Cs} \text{ の濃度 } (\text{Bq}/\text{m}^3)}{30 \text{ (Bq}/\text{m}^3)} \leq 1$$

第6号イ 公共の水域の水中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs} \text{ の濃度 } (\text{Bq}/\text{L})}{60 \text{ (Bq}/\text{L})} + \frac{{}^{137}\text{Cs} \text{ の濃度 } (\text{Bq}/\text{L})}{90 \text{ (Bq}/\text{L})} \leq 1$$

特定廃棄物の中間処理に際しては、処理に伴い生ずる排ガス又は排水により、事業場周辺の大

気中又は事業場周辺の公共の水域の水中の濃度が法に基づく線量限度を超えないように管理する必要がある。

事業場周辺の大気中の事故由来放射性物質の濃度は、当該施設の煙突又は集じん器出口での濃度を測定することにより監視する。排ガスの測定は、平成 23 年 12 月 28 日環境省告示第 111 号に基づき行い、具体的には「第六部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第 3 章の方法で行う。

事業場周辺の公共の水域の事故由来放射性物質の濃度は、当該施設の排水口での濃度を測定することにより監視する。放流水中の放射性物質濃度が第 6 号イにより算定した値が一を超えた場合は、周辺の公共の水域で水を採取し、採取した水中の事故由来放射性物質の濃度を測定し、上記の基準への適合性を確認する。放射能濃度の測定は、平成 23 年 12 月 28 日環境省告示第 112 号に基づき行い、具体的には「第六部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第 5 章の方法で行う。

当然ながら、排ガスについては、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等で定められている方法により測定を行い排出基準を満たし、排水を公共の水域に放流する施設では、水質汚濁防止法等で定められている方法等により測定を行い排水基準を満足する必要がある。

4.1.6 周辺への影響のモニタリング

規則第 25 条第 1 項

七 事業場の敷地の境界において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。

【対策の趣旨】

関係者以外の者に係る放射線防護のための措置が適切に講じられているかを確認するため、中間処理を行う事業場の敷地境界で放射線の量を測定し、その結果を記録・管理することが重要である。空間線量率の測定は、平成 23 年 12 月 28 日環境省告示第 110 号に基づき行い、具体的には「第六部 放射能濃度等測定方法ガイドライン」第 2 章の方法で行う。

なお、廃棄物の受入を開始する前に敷地境界において、バックグラウンド測定を行う。すでに受入し、焼却施設等の中間処理設備が稼動している場合のバックグラウンド測定は、施設から十分離れた地点において行う。バックグラウンドの測定を行うことによって、処分に伴う追加線量が年間 1 ミリシーベルト（平均 $0.19 \mu \text{Sv/h}$ ^{※4}）を超えない値であることを確認する。

^{※4} 追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトは、1 日のうち屋外に 8 時間、屋内（遮へい効果（0.4 倍）のある木造家屋）に 16 時間滞在するという生活パターンを仮定し、一時間当たりに換算すると、以下の計算式から $0.19 \mu \text{Sv/h} \times (8\text{h} + 0.4 \times 16\text{h}) \times 365 \text{ 日} = 1 \text{ mSv/y}$

4.1.7 記録の作成・保存

規則第25条第1項

- 八 次に掲げる事項の記録を作成し、当該処分の用に供される施設の廃止までの間、保存すること。
- イ 処分した特定廃棄物の種類（当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量
 - ロ 処分した特定廃棄物ごとの処分を行った年月日並びに受入先の場所及び処分後の持出先の場所の名称及び所在地
 - ハ 引渡しを受けた特定廃棄物に係る当該特定廃棄物を引き渡した担当者及び当該特定廃棄物の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあっては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
 - ニ 当該処分の用に供する施設の維持管理に当たって行った測定、点検、検査その他の措置（第三号ハ、第五号ロ、第六号ロ及び前号の規定による測定を含む。）

【対策の趣旨】

記録の作成、保存は、廃棄物処理における透明性の確保や維持管理のために重要である。

その保管場所は、現地の事務所とするが、現地に事務所が存在しない場合は、直近の事務所とする。

処分する特定廃棄物の種類及び数量、受入先、処分後の運搬先等の記録は、運搬を行った車両毎に管理することが望ましい。イの処分した特定廃棄物の種類について、当該特定廃棄物に第二十三条第一項第五号イからハまでに掲げる特定廃棄物が含まれる場合とは、石綿含有特定廃棄物、特定廃石綿等及び特定ばいじんが含まれる場合をいう。

焼却施設にあっては、4.1.5で測定する大気中の事故由来放射性物質の濃度、公共の水域の水中的事故由来放射性物質の濃度、4.1.6で測定する事業場の敷地境界における放射線の量について記録を作成し、施設が廃止されるまでの間、保管する必要がある。（次頁以降の様式例参照）

また、廃棄物処理法施行規則第12条の7の5第1項第1号に規定する燃焼ガスの温度、集じん器に流入する燃焼ガスの温度、排ガス中の一酸化炭素の濃度、ばいじんの除去を行った年月日等の項目を記録することが望ましい。

【様式例 1】

4.1.7 記録の作成・保存（規則第 25 条第 1 項）関係

引渡を受けた特定廃棄物の記録（規則第 25 条第 1 項第 8 号ハ）

| 引渡 | | | 車両 番号 | 受入先(排出地) | | 特定廃棄物 の種類※ | 数量 (t) | 引受 担当者 |
|-----|-----|-----|----------|----------|-----|---------------|-----------|-----------|
| 年月日 | 所属等 | 担当者 | | 名称 | 所在地 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

※ 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等が含まれる場合は、その旨を明記すること。

処分した特定廃棄物の記録（規則第 25 条第 1 項第 8 号イ、ロ）

| 処分 年月日 | 処分 方法 | 特定廃棄物 の種類※ | 数量 (t) | 受入先(排出地) | | 処分後の持出先 | | | |
|-----------|----------|---------------|-----------|----------|-----|-----------|----------|----|-----|
| | | | | 名称 | 所在地 | 持出 年月日 | 車両 番号 | 名称 | 所在地 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

※ 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等が含まれる場合は、その旨を明記すること。

【記載例】

引渡を受けた特定廃棄物の記録（規則第 25 条第 1 項第 8 号ハ）

| 引渡 | | | 車両 番号 | 受入先(排出場所) | | 特定廃棄物 の種類※ | 数量 (t) | 引受 担当者 |
|---------------------|-----|-----------------|-----------|-----------|------------------|---------------|-----------|-----------|
| 年月日 | 所属等 | 担当者 | | 名称 | 所在地 | | | |
| 平成 24 年 1 月 24 日 | 000 | 0000 は 12-34 | 0088 O | 〇〇 〇 | 〇〇 市〇〇 〇町〇番地〇 | 稻わら | 1.4 | 0000 |
| 平成 24 年 1 月 24 日 | 000 | 0000 は 12-34 | 0088 O | 〇〇 〇 | 〇〇 市〇〇 〇町〇番地〇 | 汚泥 | 1.8 | 0000 |

※ 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等が含まれる場合は、その旨を明記すること。

処分した特定廃棄物の記録（規則第 25 条第 1 項第 8 号イ、ロ）

| 処分 年月日 | 処分 方法 | 特定廃棄物 の種類※ | 数量 (t) | 受入先(排出場所) | | 処分後の持出先 | | | |
|---------------------|----------|---------------|-----------|--------------|------------------|---------------------|-----------|---------|-------------------|
| | | | | 名称 | 所在地 | 持出 年月日 | 車両 番号 | 名称 | 所在地 |
| 平成 24 年 1 月 26 日 | 焼却 | 稻わら | 1.4 | 〇〇 〇 〇 | 〇〇 市〇〇 〇町〇番地〇 | 平成 24 年 1 月 30 日 | 0088 〇 | 〇〇 〇 | 〇〇 市〇〇 〇町〇番地〇号 |
| | | 汚泥 | 1.8 | 〇〇 〇 | 〇〇 市〇〇 〇町〇番地〇 | | | | |

※ 石綿含有特定廃棄物及び特定廃石綿等が含まれる場合は、その旨を明記すること。

4.1.5 特定廃棄物の処理に伴う排ガス又は排水の測定・濃度監視（規則第25条第1項）

排ガス中の放射性物質測定記録の様式の例は、「第六部 放射性物質濃度等測定方法ガイドライン」第3章を参照。

排水中の放射性物質測定記録の様式の例は、「第六部 放射性物質濃度等測定方法ガイドライン」第5章を参照。

4.1.6 周辺への影響のモニタリング（規則第25条第1項）

空間線量率測定記録の様式の例は、「第六部 放射性物質濃度等測定方法ガイドライン」第2章を参照。

【様式例2】

廃棄物処理法施行規則第12条の7の5第1項第1号の規定

- 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日を、除去を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置くこと。

冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去（様式の例）

| |
|------------|
| ばいじんを除去した日 |
| 年　月　日 |
| 年　月　日 |

【記載例】

冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

| |
|------------|
| ばいじんを除去した日 |
| H23年12月20日 |
| H24年2月16日 |

- 煙突から排出される排ガスに係る以下の測定項目の結果について、採取した位置、結果の得られた年月日とあわせて、結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置くこと。
 - ・ ダイオキシン類の濃度（毎年1回以上）
 - ・ ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物）（6月に1回以上）

排ガスの測定記録（様式の例）

| 採取位置* | 排ガス採取日 | 結果が得られた日 | 測定結果 | | | | |
|-------|--------|----------|---------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------|
| | | | ダイオキシン類 ng-TEQ/ Nm ³ | 硫黄酸化物 Nm ³ /h | ばいじん g/Nm ³ | 塩化水素 mg/Nm ³ | 窒素酸化物 ppm |
| 煙突 | 年月日 | 年月日 | | | | | |
| | 年月日 | 年月日 | | | | | |

* 採取場所は焼却施設のフロー図に示す

【記載例】 排ガスの測定記録

| 採取位置* | 排ガス採取日 | 結果が得られた日 | 測定結果 | | | | |
|-------|-----------|-----------|---------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|----------------------------|--------------|
| | | | ダイオキシン類 ng-TEQ/ Nm ³ | 硫黄酸化物 Nm ³ /h | ばいじん g/Nm ³ | 塩化水素 mg/Nm ³ | 窒素酸化物 ppm |
| 煙突 | H23年7月11日 | H23年8月4日 | 0.021 | 0.0015 | 0.0035 | 0.92 | 26 |
| | H24年1月10日 | H24年1月31日 | — | 0.0049 | 0.002 | 6.4 | 14 |

* 採取場所は焼却施設のフロー図に示す

- 以下の測定項目の結果について、測定を行った位置、結果の得られた年月日とあわせて、結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置くこと。
 - ・ 燃焼室中の燃焼ガスの連続測定温度
 - ・ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200°C以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの連続測定温度）
 - ・ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の連続測定濃度

4.1.8 基準適合特定廃棄物（指定廃棄物の指定基準以下）の処分の基準

規則第25条第2項

基準適合特定廃棄物の処分の基準は、前項（第4号を除く。）の例によることとする。

【対策の趣旨】

事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準 8,000Bq/kg 以下である対策地域内廃棄物には、破碎処理に適用される基準を除き、8,000Bq/kg 超に適用される全ての中間処理の基準が適用される（前述表 4-1 参照）。

第5章 禁止事項及び罰則

5.1 汚染廃棄物等の投棄の禁止

何人も、みだりに汚染廃棄物等を捨ててはならない（法第46条）。

この規定に違反して汚染廃棄物等を捨てた者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される、又はこれを併科される。（法第60条第1項第1号）。

5.2 特定廃棄物の焼却の禁止

何人も、特定廃棄物を焼却してはならない。ただし、国、国の委託を受けて焼却を行う者その他環境省令で定める者が第20条の環境省令で定める基準に従って行う特定廃棄物の焼却については、この限りでない（法第47条）。

この規定に違反して特定廃棄物を焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される、又はこれを併科される。（法第60条第1項第2号）。

5.3 業として行う汚染廃棄物等の処理の禁止

国、国の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者又は規則第62条に規定された者以外の者は、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行ってはならない（法第48条第1項）。

この規定に違反して、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行った者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される、又はこれを併科される。（法第60条第1項第3号）。

5.4 基準に適合しない保管等が行われた場合の命令等

環境大臣は、規則第15条に定める基準に適合しない指定廃棄物の保管が行われた場合において、指定廃棄物の適正な保管を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該保管を行った者に対して、期限を定めて、当該指定廃棄物の適正な保管のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（法第51条第1項）

また、環境大臣は、規則に定める基準に適合しない特定廃棄物の処理が行われた場合において、特定廃棄物の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該処理を行った者に対し、期限を定めて、当該特定廃棄物の適正な処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（法第51条第2項）

これらの命令に違反した者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される、又はこれを併科される。（法第60条第1項第5号）。